

# 国民健康保険料等の負担を軽減

■非自発的失業者の要件となる  
離職理由コードと離職理由

離職理由コード	離職理由
11	解雇(離職理由コード50の重責解雇を除く)
12	天災その他の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
21	雇止めによる退職(雇用期間3年以上、契約更新1回以上、雇止め通知ありの場合)
22	雇止めによる退職(雇用期間3年未満、更新明示ありの場合)
23	契約期間満了(雇用期間3年未満、更新明示なし)
31	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職、退職勧奨
32	事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職
33	やむを得ないと判断される自己都合退職(被保険者期間が12カ月以上の場合)
34	やむを得ないと判断される自己都合退職(被保険者期間が6カ月以上12カ月未満の場合)

※受給期間終了後、雇用保険受給資格者証を破棄されている場合は公共職業安定所(ハローワーク)でご相談ください。

## 非自発的失業者の保険料軽減

会社の倒産や解雇等により失業した国民健康保険(国保)加入者の保険料を軽減します。軽減を受けるには、申請が必要です。

■対象 次のすべての要件を満たす人

- ・ 離職時点で65歳未満
- ・ 雇用保険の「特定受給資格者」または「特定理由離職者」と認定された人

## その他の失業者の保険料減免

退職による国保加入者が雇用保険を受給する場合、その受給期間に相当する保険料について、所得割の月割額を3割減免します。

■手続きに必要なもの 国民健康保険証、雇用保険受給資格者証

## 一部負担金の減免等

国保加入者が、医療機関で1カ月に支払う一部負担金が高額となる場合、一定の要件に該当すれば一部負担金を減免します。

■減免期間 原則年間3カ月以内(医師の意見により最大6カ月まで延長可)

■手続きに必要なもの 国民健康保険証、給与支払証明書など加入者全員の収入状況等を証明できる書類、通帳

## ジェネリック医薬品 差額通知について

市の国民健康保険加入者で、現在処方されている薬からジェネリック医薬品に切り替えた場合に、自己負担額がどのくらい安くなるかをお知らせする「ジェネリック医薬品差額通知」を9

月末から通知します。  
※ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の削減額が大きい人に通知するもので、全員の人に届くわけではありません。

▶ジェネリック医薬品(後発医薬品) 厚生労働省が最初に作られた薬(先発医薬品)と同等と認めた医薬品です。

先発医薬品の特許が切れた後に有効成分、分量・用法が同じ医薬品として販売される安価な薬です。

ただし、すべての薬にジェネリック医薬品があるわけではなく、調剤する薬局にない場合もあります。ジェネリック医薬品への切り替えは、医師・薬剤師までご相談ください。

7月まで  
※他の健康保険への加入等により、国保の資格を喪失した時点で軽減終了。  
■手続きに必要なもの 国民健康保険証、雇用保険受給資格者証

☎国保医療課国保年金係 (☎983-2962)

## 消費税インボイス制度説明会

宇治税務署では、インボイス制度説明会と、登録の要否に悩む事業者が対象の相談会を開催しています。参加する場合は、開催日前日の午後5時までに電話で予約してください(土・日・祝日を除く)。

### ■制度説明会

開催日	時間	内容	場所	問い合わせ先
9月13日(水)	午前10時~10時45分	インボイス制度の概要について	宇治税務署別館大会議室 (宇治市大久保町井ノ尻60-3)	宇治税務署 法人課税第1部門 (☎0774-44-4452)

※定員は20人(参加無料)。

### ■登録要否相談会

開催日	時間	対象	場所	問い合わせ先
9月29日(金)まで ※土日祝日を除く。	午前10時~11時 午前11時~正午 午後1時~2時	登録の要否を悩まれている 個人事業者向け	宇治税務署 (宇治市大久保町井ノ尻60-3)	宇治税務署 個人課税第1部門 (☎0774-44-4424)
	午前10時~11時 午後2時~3時	登録の要否を悩まれている 法人向け		宇治税務署 法人課税第1部門 (☎0774-44-4452)

※相談時間は各回1時間程度となります。

## 市税等の納付は便利な口座振替のご利用を

固定資産税(第3期分)、国民健康保険料(第4期分)の納期限は10月2日(月)です。納期限までに納付をお願いします。口座振替の申し込みは、引き落としを希望される月の前月15日までに口座振替依頼書を市税等取扱金融機関(市外の金融機関には同依頼書がない場合あり)や市役所にご提出ください。

※ゆうちょ銀行の口座振替は直接、ゆうちょ銀行へ申し込みください。

※納期限までに納付がない場合は督促状(督促手数料100円を加算)を送付し、京都府と京都市を除く府内25市町村で組織する広域連合「京都地方税機構」に徴収事務を移管します。

☎市税に関すること = 税務課市民税係 (☎983-2481)  
国民健康保険料に関すること =  
国保医療課国保年金係 (☎983-2962)

## 認定長期優良住宅を新築した場合に固定資産税を減額

認定長期優良住宅を新築した場合、1戸あたり120㎡(居住部分に限る)を上限に固定資産税額の2分の1相当額を減額します。

■住宅の種類

- ①令和6年3月31日までに新築されたもの
- ②京都府知事の認定を受けていること
- ③併用住宅の場合は、居住部分の割合が全体の床面積の2分の1以上であること
- ④床面積が50㎡以上(併用住宅の場合は、居住部分の床面積が50㎡以上) 280㎡以下であること

■減額期間 新築の翌年度から5年間(3階建て以上の準耐火構造および耐火構造住宅は新築後7年間)。

■手続き 認定を受けて新築された住宅であることを証明する書類(認定通知書)の写しを添えて、新築された翌年の1月31日までに申請してください。

※申請書にマイナナンバーの記載が必要となるため、マイナンバーと本人確認ができる書類を提示してください。郵送の場合は写しを添付してください。

※新築住宅の減額措置と重ねて受けることはできません。詳しくはお問い合わせください。

☎税務課資産税係 (☎983・2480)